

報告事項ソ

指定技能教育施設の連携科目の指定等について

指定技能教育施設の連携科目の指定及び解除について、別紙のとおり報告します。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

平成30年3月17日

1 指定技能教育施設の連携科目の指定解除（網掛けは公示事項）

(1) 中央高等学園専修学校について

ア 指定をする連携科目等（政令第34条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
広告と販売促進	2年次4単位	広告と販売促進

イ 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
簿記	2年次4単位	簿記

ウ 指定及び指定の解除をする理由

教育課程の変更に伴い、連携科目を変更するため。

エ 指定及び解除年月日

平成30年4月1日

2 平成29年4月現在の指定状況

指定技能教育施設 (連携措置をとる高等学校)	連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
学校法人鶏鳴学園専修学校あすなろ予備校(クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	ビジネス基礎	1年次2単位	ビジネス基礎
	ビジネス情報	2年次2単位	ビジネス情報
	電子商取引	3年次2単位	電子商取引
中央高等学園専修学校 (星槎国際高等学校 北海道芦別市緑泉町5番12)	ビジネス基礎	1年次4単位	ビジネス基礎
	簿記	2年次4単位	簿記
	情報処理	3年次4単位	情報処理
学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	情報処理	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理
	経済活動と法	3年次2単位	経済活動と法
	マーケティング	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング

3 関連法令

- 学校教育法第55条
- 学校教育法施行令第32条～39条
- 技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号）
- 技能教育施設の指定の申請手続き等を定める規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第10号）